

〔最高裁判事例研究 四一六〕

平二〇一〔民集六二巻三号八六〇頁〕
再生債権の一部譲渡と再生計画不認可事由としての
「不正の方法」

最高裁判一九(許)第二四号、再生計画認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(平成二〇年三月一三日第一小法廷決定、棄却)

〔事実〕

Xは、不動産賃貸業及び管理業等を営む株式会社であり、Aはその代表取締役であった。Xはその唯一の資産であるビル(以下、「本件建物」という。)を、相手方Y₁、Kほか一社に賃貸していた。

Xは、平成元年二月、Eから四億円を借り入れ、本件建物に極度額四億円とする第一順位の根抵当権を設定した。さらに、Xは、同月にFから四億円を借り入れて、本件建物に極度額を四億円とする第一順位の根抵当権を設定した。同年八月三十一日には、Eに対し、本件建物その他につき、極度額六

〇〇〇万円の根抵当権設定登記がなされた。また、Xは、Aが代表取締役を務めるD社のGに対する合計七億円の債務を連帯保証をした。後にD社は営業を停止し、借入債務の返済ができない状態になった。

平成一一年七月頃、株式投資の失敗等によりXの経営は破綻した。本件建物に設定された上記の各極度額四億円の根抵当権二口並びに極度額六〇〇〇万円の根抵当権は、いずれも平成一五年二月に確定し、同年三月二十八日、債権譲渡により、その被担保債権と共に相手方Y₂に移転した。XとY₂は、債務の弁済方法について協議を重ねたが、Y₂は担保目的物である本件建物等の任意売却交渉を優先させるとの意見であったのに対し、Xはこれに不服であったため、合意には至らず、平成一七年一二月二十八日以後、交渉は途絶えた。

Xが連帯保証をしているGのD社に対する合計七億円の債権は、平成一五年一二月一九日にHに譲渡された。平成一八年一月三十一日、X社の取締役でAの子であるBは、回収可能性がないことを知りながら、HのD社に対する上記貸金債権を譲り受け、Xに対する保証債務履行請求権を取得した。さ

らに、Bは、同年二月一〇日、Bの弟であり同じくXの取締役であるCに、上記貸金債権及び保証債務履行請求権の一部を譲渡した。

Xは、平成一八年三月九日、東京地方裁判所に對し、民事再生手続開始の申立てをし、同月一四日、再生手続を開始する決定を受けた。

Xの届出再生債権者は、A、B、C、D社、Y₁、Y₂、Kの七名であった。X作成の再生債権認否書によると、Y₂の貸付金と利息損害金の合計六億六四八〇万二二〇九円を別除権ありとして全額認め、その議決権額が五億二七三〇万二二〇九円であることが記載され、Bが貸付金と利息損害金の合計六億八七七万三六五九円、Cが貸付金と利息損害金の合計二億九六四八万四二四五円、Aが合計三〇四万五七六三円、D社が貸付金と利息損害金の合計三二七九万一九六七円、Y₁が敷金・保証金として八六一四万円、Kが敷金保証金として二六五〇万円の各届出債権につき、Kにつき一部五三〇万円は認めないほかは、全て認める旨の記載がされていた。

Xは、平成一八年三月三一日、事業の継続のために本件建物が不可欠であるとして、本件建物につき存する担保権を消滅させることについての許可を申し立て、同年四月一四日、再生裁判所の許可を受けた。

Xは、同年九月、再生裁判所に、①Iから融資を受けて、再生債権額の一％を早期に一括弁済すること、②再生債権者

のうちA、B、C及びD社に対しては、個別の同意を得ることを条件として、弁済をしないことを骨子とする再生計画案（以下、「本件再生計画案」という。）を提出した。

Xは、同年一月三〇日、Iから約二億円を借り入れ、その一部を前記担保権消滅に係る本件建物の評価額（本件建物の評価額は一億九〇七六万円と定められている）に相当する金銭として再生裁判所に納付した。これにより、Y₂は、本件各根抵当権を失い、被担保債権の一部の弁済を受けた。Xは、Iに対する借入債務を担保するため、本件建物を譲渡担保に供した。

平成一八年二月五日、Xの届出再生債権者七名全員出席の下に開かれた債権者集会において、本件再生計画案は、上記届出再生債権者の過半数であり、議決権者の議決権総額の六三・六九％を有するA、B、C及びD社の四名の同意を得て可決され、東京地方裁判所は本件再生計画案を認可した。これに対し、Y₁とY₂は即時抗告を行い、①本件計画案はいわゆる清算価値保障原則（法一七四条二項四号）に反している、②Cの債権取得は、頭数を増やすためのもので、本件再生計画の議決を不正不当に歪めるものであり認められないなどと主張して、本件再生計画を認可しないとの決定を求めた。原审は民事再生法一七四条二項三号及び四号に該当する事由があるとして、原々決定を取り消し、本件再生計画の不認可の決定をした。

上記経緯に加えて、最高裁は次のような事実を認めている。すなわち、Xが破産した場合には債権者への配当は見込まれなかったが、Y₂は本件建物の担保権消滅を前提とする本件再生計画案によるよりも、Xの破産手続で本件建物を他の担保物件とともに任意売却する方が債権の回収に有利であった（原審の認定によれば、本件建物と他の担保物件を合わせて、売買代金を六億五〇〇〇万円とする購入希望者があった）。また、Y₁及びKにとっても、Xにつき破産手続が進められた方が、民事再生手続によるよりも本件建物の賃料債務とXに対する債権とを相殺できる範囲が広く、債権回収には実質的に有利であった、という点である。

〔決定要旨〕

抗告棄却

I 「民事再生」法一七四条が、再生計画案が可決された場合においてなお、再生裁判所の認可の決定を要するものとし、再生裁判所は一定の場合に不認可の決定をすることとした趣旨は、再生計画が、再生債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図るという法の目的（法一条）を達成するに適切しているかどうかを、再生裁判所に改めて審査させ、その際、後見的な見地から少数債権者の保護を図り、ひいては再生債権者の一般の利益を保護しようとするものであると解さ

れる。そうすると、法一七四条二項三号所定の『再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき』には、議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫又は不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決された場合はもとより、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれるものと解するのが相当である（法三八条二項参照）。」

II 「(1) Xの債権者のうち相手方Y₂、相手方Y₁及びKにとつては、Xが民事再生手続を利用する方がXにつき破産手続が進められるよりもXに対する債権の回収に不利であり、Xが再生手続開始の申立てをして本件再生計画案を提出しても、届出再生債権者のうちXの代表取締役であるA及び同人が代表取締役を務めるDの同意しか得られず、本件再生計画案は可決されないことが見込まれていたこと、(2) Xが再生手続開始の申立てをする直前に、Xの取締役であつてそれまでXに対する債権を有していなかったBが、回収可能性のないHのDに対する債権及びXに対する保証債務履行請求権を譲り受け、その一部を同じくXの取締役であつてそれまでXに対する債権を有していなかったCに譲渡したこと、(3) BとCは、それぞれ、債権譲渡を受けたXに対する債権を再生債権として届け出て、本件再生計画の決議において、その有する議決権を本件再生計画案に同意するものとして行使した

こと、〔4〕BとCによる上記議決権の行使がなければ議決権者の過半数の同意を求める法一七二条の第三項一号の要件が充足することはなかったが、上記議決権の行使により同要件が充足し、本件再生計画案が可決されたことが明らかである。

そうすると、本件再生計画案は、議決権者の過半数の同意が見込まれない状況にあったにもかかわらず、Xの取締役であるBから同じくXの取締役であるCへ回収可能性のない債権の一部が譲渡され、Xの関係者4名がXに対する債権者となり議決権者の過半数を占めることによって可決されたものであって、本件再生計画の決議は、法一七二条の第三項一号の少額債権者保護の趣旨を潜脱し、再生債務者であるXらの信義則に反する行為によって成立するに至ったものといわざるを得ない。本件再生計画の決議は不正の方法によって成立したものであるべきであり、これと同旨をいう原審の判断は是認することができる。」

〔評釈〕

判旨賛成

一 本決定の意義

本件は、再生手続開始申立て直前に債務者会社取締役へ債権の分割譲渡が行われ、それに基づき再生計画案の決議

が行われた場合、当該決議が、民事再生法一七四条二項三号の不正の方法に該当するか否かが争われた事案である。⁽¹⁾ 本決定は、本件再生計画案の決議は不正の方法によって成立したとする原審の判断を是認した。これまで、いかなる行為が「不正の方法」に該当するのかが正面から争われた裁判例はほとんど見られない。学説上は、法一七四条二項三号にいう「不正の方法」は、信義誠実に反するあらゆる行為を指すと広く解され、その具体例として、「詐欺、強迫、または特別利益の供与などにより、再生計画案に賛成させるといった場合」が挙げられるに留まっていた。かかる状況で本決定は、再生計画の成立に裁判所の認可決定が必要とされる趣旨から、「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」とは、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいて行われた場合も含むとの広い解釈を示した上で、事実関係をつぶさに取り上げ、「不正の方法」に該当する一事例を示した。法律の規定には違反しないが（法一七四条二項一号参照）、再生計画が不認可となりうる「不正の方法」を判断するための一つの基準を示した点に、本決定の意義がある。

二 「不正の方法」の意義

(1) 裁判所による再生計画認可の必要性

民事再生法は、再生計画案の可決にあたり、議決権者の議決権総額の二分の一以上の議決権を有する者の同意といういわゆる議決権額要件と、議決権者の過半数の同意といういわゆる頭数要件の二つの要件を満たすことを求めている(法一七二条の三第一項)。再生債権者によって可決された再生計画が有効に成立するためには、さらに裁判所の認可を得なければならない(法一七四条一・二項)。

再生計画が成立すると、再生債権者の権利は再生計画の定めによって変更され(法一七九条一項)、再生債務者は再生計画または法の認める権利を除き、すべての再生債権につきその責任を免れる(法一七八条本文)。利害関係人にかかる重大な効果をもたらす再生計画の成立に関しては、再生債権者の多数決のみに委ねるのは相当ではない。そこで、民事再生法は、法一七四条二項各号で再生計画の不可事由を定め、計画成立を再生裁判所の認可にからしめることにより、裁判所が、再生計画の内容や計画成立に至る手続過程に不適切なものがないか否かを判断することとしている⁽³⁾。

(2) 「決議が不正の方法で成立するに至ったとき」

民事再生法は、再生計画不認可要件として、法一七四条二項一号で「再生手続又は再生計画が法律の規定に違反するとき」と定め、さらに重ねて同項三号で「決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」と規定している。これは、次のような趣旨を明確にするためであると考えられる。すなわち、決議は関係人間の交渉が最終的に収斂する場であり、また、計画案が可決され再生計画が成立すると利害関係人には重大な影響が生じる。そのため、決議は再生手続の中でも特に重要な意義を有する。よって、決議は単に法の定めに形式的に合致するだけでは足りず、あらゆる意味で不正があつてはならない⁽⁴⁾、という考えである。

法一七四条二項三号の「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」とは、立法担当者によれば、「和議法五一条三号と同一であり、かつ旧会社更生法二二三一条一項三号(現会社更生法一九九条二項四号)の要件を消極要件に改めた」ものと説明されている⁽⁵⁾。これまで、不正の方法によって成立するに至ったときの意味するところについては、信義誠実に反するあらゆる行為を指す、あるいは計画案が可決されることに向けられた、社会通念上不正と認められるすべての行為を意味するといったように、比較的広く捉えられてきた。その具体例として、解説書等

では、再生債務者、管財人、その他第三者が、詐欺、強迫をしたり、賄賂・特別利益を提供しまたはその約束をするなどして、計画案に賛成させたり、あるいは虚偽の債権を届出させることなどが挙げられている。⁽⁸⁾これは、和議法、旧会社更生法⁽¹⁰⁾下で取られていた解釈と同様である。他方、裁判例では、法一七四条二項三号の「不正の方法」に該当するか否かが正面から争われた事例は見られない。⁽¹¹⁾そのようなか、本決定は、再生計画案の決議が不正の方法によって成立するに至ると判断される一事例を示した点で大きな意義を有している。

三 本決定の検討

(1) 事案の概要

本件の前記事実関係を要約すると次のとおりである。債務者会社Xは、債務の弁済方法につきY²と協議を重ねていたが合意には至らず、平成一七年一二月以後、両者の交渉は途絶え、Y²による抵当権の実行が避けられない状況にあった。代表取締役Aの子であり、Xの取締役であるBは、平成一八年一月三十一日、回収可能性がないことを知りながらH社の債権を譲り受け、同年二月一〇日には当該債権の一部を同じくXの取締役でありAの子であるCに譲渡した。

その後、同年三月九日、Xは民事再生手続開始の申立てを行い、同月一四日に再生手続開始決定を受けた。Xの再生手続における届出再生債権者は、A、B、C、Aが代表取締役を務めるD社、Y¹、K、Y²の七名であった。同年二月五日、Xの届出再生債権者七名全員出席の下に開かれた債権者集会において、X作成の再生計画案は、届出再生債権者の過半数であり、議決権者の議決権総額の六三・六九%を有するA、B、C、Dの同意を得て可決され、東京地方裁判所は本件再生計画を認可した。

(2) 民事再生法一七四条二項三号「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」

本件では、BからCへ債権の分割譲渡が行われ、BとCが再生計画案の決議において当該議決権を行使した結果として、法一七二条の三第一項一号のいわゆる頭数要件が充足され、再生計画案の可決に至ったことが、法一七四条二項三号の「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」に該当するか否かが争われた。

本決定は、まず、法一七四条二項三号の「決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」とは、「議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫又は不正な利益の供与等を

受けたことにより再生計画案が可決された場合はもとより、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれるものと解するのが相当である」と判示した(決定要旨Ⅰ)。これは、「不正の方法」を比較的広く捉える従来の考え方に沿うものである。

決議が不正の方法によって成立した場合には、その効力の発生を認めないとするのは、不同意の債権者が再生計画に拘束されその権利を不当に侵害されるのを防止する機能を有すると同時に、再生債権者が手続に適正に参加する機会を奪われる、または手続に参加しても十分に自己の利益を守ることができないような事態の発生を防止する(13)という機能を有すると考えられる。上述のように、再生計画案の決議が、再生手続の中でも特に重要な意義を有すること(12)を考慮すれば、その公正さを担保するために、決議の過程に不当な影響が作用した場合を広く不正の方法に該当すると解すべきであろう。本決定が、不正の方法に該当する場合を、広く捉えようとしている点は妥当であると思われる。

(3) 考慮された事実

再生計画案の決議が不正の方法によって成立したと判示するにあたって、本決定が認定した事実は次のとおりであ

る。① Y₁、Y₂及びKにとっては、Xにつき再生手続が進められるより破産手続が進められる方が、債権の回収に有利であり、Xが再生計画案を提出しても、A及びDの同意しか得られず、本件再生計画案は可決されないことが見込まれていたこと、② Xの再生手続開始申立直前に、Xの取締役であつてそれまでXに対し債権を有していなかったBが回収可能性のない債権を取得し、その一部を同じくXの取締役でありそれまでXに対する債権を有していなかったCに譲渡したこと、③ BとCは、譲渡を受けたXに対する債権を届け出て、再生計画案の決議においてその有する議決権を計画案に同意するものとして行使したこと、④ BとCによる議決権の行使がなければ法一七二条の三第一項一号の要件が充足することはなかったが、上記議決権行使により同要件が充足し、本件再生計画案が可決されたこと、である(決定要旨Ⅱ)。

かかる事実の摘示は、(1) 本件の「不正の方法」が再生計画案の可決という結果との間に因果関係を有すること、(2) 本件行為が、主として法一七二条の三第一項一号のいわゆる頭数要件を充足するために行われたものであったことに着目したものであると考えられる。

(4) 結果発生との因果関係

事実の経緯からすると、もしHからBへの債権譲渡、BからCへのその一部譲渡及びBとCによる議決権行使がなければ、Xの再生計画案は可決に至らなかつたであろうことが窺える。

たとえ決議が不正の方法をもって行われたと認定できたとしても、その事と再生計画案の可決との間に因果関係がなければ、不認可事由には該当しないと考えることが妥当であると思われる⁽¹⁵⁾。例えば、議決権者が全部で一〇人であったとする。九人が再生計画案に賛成したが、うち二人は債務者から不正な利益の供与を得たことにより計画案に同意する旨の意思表示を行っていた。しかし、残り七人の議決権者は自らの判断により計画案に賛成しており、いわゆる頭数要件だけに着目すれば、議決権者の過半数という要件を十分満たしている⁽¹⁶⁾。このような場合には、債務者による不正な利益の供与という行為がなかつたとしても計画案は成立したのであるから、不同意の債権者が不当に権利を侵害されたわけでもなく、手続に参加しても十分に自己の利益を守ることができない事態が発生していたわけでもないということができよう。もちろん、強迫や詐欺といった手段が用いられた場合には、自らの自由な意思に基づかず

議決権を行使することになった債権者は、手続に適正に参加する機会を奪われているとも言える。しかし、当該行為の有無が結果に影響を与えないとすれば、再生手続の法的安定性をより重視し、当該行為により再生計画が不認可となる事態は避けるべきであろう。

そこで、本件につき検討すると、本決定が認定したところによれば、別除権者であったY₂は、本件建物の担保権消滅を前提とした再生計画によるよりも、本件建物を他の担保物件と合わせて任意売却する方が債権の回収に有利であった。また、Y₁及びKにとつても、Xにつき破産手続が進められた方が、Xに対する債権と相殺できる範囲が広く、債権回収に実質的に有利であったとされる。そして、Y₂は、本件建物を任意で売却したいと考えており、Y₁及びKは、Xに破産手続を開始されることを望んでいた。以上のことからすると、Y₁、Y₂及びKは、X作成の本件再生計画案に同意しない可能性が当初より高く、実際にもY₁、Y₂、KはX作成の再生計画案に反対している。その場合、もし、本件債権譲渡がなければ、Xの計画案に同意するものとして議決権を行使するのはA及びDのみとなり、本件再生計画案の決議は法一七二条の三第一項一号のいわゆる頭数要件を満たさない結果となることが見込まれていた。しかし、

HからBへの債権譲渡及びBからCへのその一部譲渡が行われ、BとCが決議において議決権を行使したことにより、Xの再生計画案に同意する者がA、B、C、Dの四名となつて議決権者の過半数を超えることとなつた。以上のことからすれば、本件では、B及びCの行為によつて再生計画案の可決という結果が発生した、つまりBからCへの債権譲渡及びBとCによる当該議決権の行使と、再生計画案の可決という結果との間には因果関係があると、高い蓋然性をもつて認定することができよう。

もつとも、一般論としては、問題となる行為が手続の結果に影響を与えたか否かの判断は、困難であると思われる。本件は、債権者の数が限られていたこと、再生債権者の約半数がXの関係者であつたこと、再生手続開始申立に至る経緯から債権者が再生計画案に反対するであろうことが容易に想像できたことなど、因果関係を認定しやすい特殊な事案であつた。¹⁷⁾ 本決定は、Y₁、Y₂、Kらは再生計画案に同意しなかつたであろうこと、BとCがXに対する債権を取得し、再生計画案の決議において計画案に同意するものとして議決権を行使したこと、その結果、本来生じなかつたはずの結果、つまり本件計画案の可決という結果が生じたこと、割合詳細に当該行為と結果発生との因果関係を求めて

いるようにもみえる。しかし、当該行為と結果との因果関係をあまりに強く求めれば、再生計画の成立を裁判所の認可にからしめ、裁判所に再生計画の内容や手続過程に不適切なものがないかの審査を委ね、利害関係人の利益が損なわれないようにした趣旨が損なわれる恐れがある。よつて、因果関係がないことが明らかである場合のみ、手続に瑕疵があつても認可が妨げられないと解すべきである。¹⁸⁾

(5) 行為者の主観的意図——頭数要件の充足という目的——

本件では、Hから債権譲渡を受けたBがさらにその一部をCに譲渡し、BとCがXの再生計画案の決議においてその議決権を行使した結果、いわゆる頭数要件を充足するに至つたことが(法一七二条の三第一項一号)、決議が不正の方法によつて成立した(法一七四条二項三号)と言いか否かが問題となつた。

民事再生法は、再生計画案の可決にあつて、議決権総額の二分の一以上の議決権を有する者の同意と共に、議決権者の過半数の同意を求めている(法一七二条の三第一項)。法一七二条の三第一項一号のいわゆる頭数要件は、一部の大口債権者によつて決議の結果が左右され、他の債

権者の利益が害されることの防止を目的として導入されたものであり、その趣旨は少額債権者の保護にあると解されている。⁽¹⁹⁾

わが国では、手続開始申立前の債権譲渡ないし債権の分割譲渡を、再生手続上どのように扱うかに関する特別の定めはない。⁽²¹⁾しかし、いかなる場合にも、あらゆる債権譲渡が再生手続との関係で有効であるとすると、再生計画案の決議で頭数要件を充足することを目的とした債権の分割譲渡が行われるとも考えられる。⁽²²⁾基本的に債権は自由に譲渡できることを考慮すれば、当該債権譲渡が不正の方法に該当すると判断するためには、十分な理由が必要となろう。

本決定が、本件債権譲渡が不正の方法に該当すると判断した背景には、BからCへの債権譲渡は、実質的に法一七二条の三第一項一号の頭数要件を潜脱する意図で行われたものであるとの考慮があると思われる。

本決定は、再生計画案の決議が不正の方法によって成立したと判断する理由として次の点を掲げている。すなわち、Xの再生計画案は可決されないと見込まれた状況で、「再生手続開始申立直前に」、「Xの取締役」であって、「それまでXに対する債権を有していなかったB」が、「回収可能性のない」Dに対する債権及びXに対する保証債務履行

請求権を譲り受け、「その一部を」、同じく「Xの取締役に
あるC」に譲渡し、BとCがその議決権を再生計画案に同意するものとして行使したことである。XとY₂との債務弁済に関する交渉が不調に終わった後、再生手続開始申立直前に、Xの取締役が回収可能性のない債権を譲り受け、しかもその一部を同じくXの取締役に譲渡したという右経緯からすると、次のように推測することもできる。本件での債権分割譲渡は、経済合理性に基づく判断によるものではなく、Xらの、議決権者の頭数を変更することによって頭数要件を充足し、再生計画案を可決するという目的で行われたものであると。本決定もこの点を問題視していると考えられる。

再生計画案は、再生債権者による決議で可決されなければ成立しない。再生計画案作成者は、決議において、当該再生計画により債務者会社につきどのような倒産処理を行うか、いかなる方法により債務者事業の再生を図り、債務を弁済するかを債権者に示し、その是非を問う。再生債権者は、債務者会社の状況、倒産に至った原因、弁済率、将来の収益に対する見込み、計画の遂行可能性等を総合考慮して計画案に賛成するか反対するかを判断する。よって、計画案作成者は、再生債権者の同意を得られるよう十分な

検討及び交渉を行う必要がある。かかる過程を経て、各再生債権者が自らの判断で議決権を行使し、可決に至った場合に、計画の成立という結果発生の合理性が認められる。

前述のように、一般に、再生計画案の可決要件としていわゆる頭数要件が定められている趣旨は、少額債権者の保護にあるといわれている。それに加え、頭数要件の意義は、民事再生手続を中心となって進めていく当事者たちに、手続及び関係者全体に目を配った、より丁寧な倒産処理の運営を促すという点にもあると思われる。議決権額の多少だけで再生計画案の成否が決められる場合、ともすれば再生債務者は、多額債権者の意向にのみ目を向けることになるかもしれない。しかし、議決権額要件とともに頭数要件が求められる場合には、少額債権者の取扱いにも十分な配慮を行うことが必要となる。⁽²³⁾そして、それは同時に、多額債権者に対しても、手続全体に対する十分な配慮を求めることになろう。その意味で、頭数要件は、特に当事者に手続の主導権が委ねられている場合には、手続の適正さを支えるという制度的意義を有すると考えられる。

以上のことから、再生債権者の合理的な判断が決議の結果に適切に反映されるという状況を確認なものとするために、また手続の適正な運用を担保するためにも、単に頭数

要件を充足するという目的だけをもって債権を分割譲渡し、それに基づいて議決権を行使するといった行為は、できる限り排除される必要がある。

もつとも、当該債権の分割譲渡が、債権者の経済合理性に基づく判断によるのか、単に頭数要件を充足する目的によるのかを判断することは困難であると思われる。本決定は、その考慮要素として、再生手続開始申立直前という時期、分割譲渡の主体、債権の回収可能性の有無を挙げている。本決定で、どの要素が決定的な要因となったのかは定かではない。⁽²⁴⁾ただ、分割譲渡を行った主体、つまり本件債権譲渡がBからCというXの取締役によって行われたという点が特に重視されているものと考えられる。

(6) 行為主体の問題

本決定は、本件再生計画案は、共にXの取締役であるBからCへ債権の一部譲渡がなされ、Xの関係者四名がXに対する債権者となることにより可決されたのであって、本件決議は再生債務者であるXらの信義則に反する行為によって成立したのであるから、本件再生計画案の決議が不正の方法によって成立したと判示している。また、法一七四条三項三号の解釈として、再生計画案の可決が信義則に反

する行為に基づく場合も含まれると解するのが相当であると述べるにあたり、法三八条二項の再生債務者の公平・誠実義務を参照している（決定要旨Ⅰ）。本決定が法三八条二項を参照した趣旨は必ずしも定かではない。一般に、法一七四条三項三号の解釈として、問題となる行為の主体は再生債務者または第三者であると広く解されてきた。⁽²⁵⁾ 本決定も、同号の解釈として再生債務者の行為に限るとする意図ではないであろう。むしろ、本件事案については、再生債務者Xの取締役であるB及びCの行為であった点を強調する趣旨であるとも読むことができる。⁽²⁶⁾

再生計画案作成者は、決議において、再生債権者に対し当該計画の是非を問う。再生債権者は様々な事情を考慮し、再生計画案に賛成するか反対するかの判断を行う。計画案作成者は再生債権者の同意を得られるよう十分な検討及び交渉を行う必要があるのは上述の通りである。再生債務者自身が再生計画案の作成を行う場合、倒産という事態を招いた債務者の内部の者が再生を図るために債権者の協力を得ることを意味する。したがって、債務者には、公正に再生手続を進め、再生債権者に誠実に接することにより、自身への再生への協力を求める必要がある。にもかかわらず、再生債務者Xの取締役であり実質的にXと同視しうるB及

びCが、債権譲渡により頭数を変更させ、再生計画の成立を導く行為は、適切とは言い得ないであろう。

視点は異なるが、これまでも経営者らの責任追及手段の一つとして、倒産手続における内部者の債権を倒産手続内で劣後的に扱いうるかどうかが広く議論されてきた。立法段階でも内部者債権の劣後化が取り上げられたが、結局立法には至っていない。⁽²⁸⁾ 実務上は、旧経営者や支配株主等の内部者の場合、その債権の届出がなされることは少なく、届け出られたとしても管財人等が取り下げるよう促すとか、社長の議決権は行使させないといった処理が行われてきたとされる。⁽²⁹⁾ もっとも、本決定は、再生債務者Xの代表取締役A、Xの取締役であるB及びCが、再生債権者としてXの再生手続内で議決権を行使すること自体の当否を正面から問題としているわけではない。⁽³⁰⁾

ただ、本決定が、本件各行為は再生債務者であるXらの行為であることを重視し、本件再生計画の決議が不正の法により成立したものと判断した背景には、Xの内部者たる者の責任を問うという実質的考慮があったのではないかと推測することもできよう。

- (2) 東京高決平一九年四月一日判時一九六九号五九頁。原決定の評釈・解説として、谷本誠司「原審判解」銀行法務21第六八〇号(二〇〇七年)六五頁、佐瀬裕史「原審判批」ジュリ一三五六号(二〇〇八年)二二七頁、三上威彦「原審判批」判評五九二号(判時一九九九号、二〇〇八年)一八〇頁がある。
- (3) 山本和彦ほか編著『Q&A民事再生法「第二版」』(有斐閣、二〇〇六年)四一七頁「長島良成」。
- (4) 園尾隆司⇨小林秀之編『条解民事再生法「第二版」』(弘文堂、二〇〇七年)八一三頁「三木浩一」、三上・前掲注(2)一八四頁、上野正彦ほか編『詳解民事再生法の実務』(第一法規、二〇〇〇年)四八四頁「朝倉淳也」。また、旧会社更生法に関し、同様の見解を示すものとして、兼子一監修・三ヶ月章ほか著『条解会社更生法「下」』(弘文堂、一九七九年)六二七頁。
- (5) 深山卓也ほか著『二問一答民事再生法』(商事法務、二〇〇〇年)二三五頁。
- (6) 園尾⇨小林編・前掲注(4)八一三頁「三木浩一」。和議法五一条三号に規定する「和議ノ決議ガ不正ノ方法ニヨリテ成立スルニ至リタルトキ」についても、同様に「信義誠実に反するあらゆる行為をさす」と解されていた。麻上正信⇨谷口安平編『注解和議法「改訂版」』(青林書院、一九九三年)四〇一頁「福永有利」。
- (7) 須藤英章編著『民事再生の実務』(新日本法規、二〇〇五年)五五六頁「小田幸生」。
- (8) 上野ほか編・前掲注(4)四八四頁「朝倉淳也」、田頭章一「再生計画案の作成と認可」才口千晴ほか編『民事再生法の理論と実務「下」』(ぎょうせい、二〇〇一年)九八頁、須藤編著・前掲注(7)五五六―五五七頁「小田幸生」、山本和彦ほか編著・前掲注(3)四一九頁「長島良成」、福永有利監修・四宮章夫ほか編『詳解民事再生法——理論と実務の交錯——』(民事法研究会、二〇〇六年)五三二頁「森恵一」、園尾⇨小林編・前掲注(4)八一三頁「三木浩一」、西謙一⇨中山孝雄『破産・民事再生の実務「下」』(新版)「民事再生・個人再生編」(きんざい、二〇〇八年)二八七頁「西謙一⇨小河原寧」など参照。
- (9) 麻上⇨谷口編・前掲注(6)四〇一―四〇二頁「福永有利」参照。
- (10) 兼子監修・三ヶ月章ほか著・前掲注(4)六二七―六二八頁、宮脇幸彦ほか編『注解会社更生法』(青林書院、一九八六年)八五四頁「井関浩」。
- (11) 一七四条二項各号に関する裁判例については、三上・前掲注(2)一八三―一八四頁参照。
- 和議法五一条三号については、既に時効の完成している債権を有する債権者に議決権を行使させた場合でも、違法とは言えず、当該債権を行使したことにより成立した和議

の決議は不正の方法によって成立したものであるというこはできないとする裁判例(大審決昭和十二年六月三〇日民集一六卷一〇三七頁)、当該和議の決議は、和議条件の履行は到底不可能であるのに可能であるかのごとく欺いて決議されたのであって、不正の方法によるものであるとの主張に対し、当該事案の事実関係のもとでは、本号に該当する事実を認めるに足る何らの証拠はないとして、和議認可決定に対する抗告を棄却した裁判例(東京高決昭和三十三年三月六日金法一〇一号(一九五六年)四頁)がある。

(12) 須藤編著・前掲注(7)五五六頁「小田幸生」。

(13) 兼子監修・三ヶ月ほか著・前掲注(4)六〇八頁参照。

(14) 本件は、「不正の方法」に該当しうる行為の存在により、計画案が可決に至った場合が問題となったが、他方、計画案の否決という結果もたらされた場合、例えば、詐欺または強迫により再生計画案に反対する旨の決議を行うよう求められ、その結果、実際に再生計画案が否決されたという場合に、いかにして利害関係人の救済を図るかにつき明文の規定はない。この場合には、再生計画案の否決により再生手続が廃止された(法一九一条三号)ことに対する即時抗告(法一九五条二項)の中で、議決権行使が不当な影響を受けたと主張することが認められる余地もあると考えられる。兼子監修・三ヶ月ほか著・前掲注(4)六二九頁参照。

(15) 上野ほか編・前掲注(4)四八四頁「朝倉淳也」、須藤編著・前掲注(7)五五七頁「小田幸生」、山本和彦ほか編著・前掲注(3)四一九頁「長島良成」、園尾小林編・前掲注(4)八一三頁「三木浩一」。和議法につき、麻上谷口編・前掲注(6)四〇二頁「福永有利」、旧会社更生法につき、兼子監修・三ヶ月ほか著・前掲注(4)六一二頁参照。

(16) 上野ほか編・前掲注(4)四八四頁「朝倉淳也」参照。

(17) もっとも、X側の抗告理由によると、再生手続開始申立日時点では、Xの債権者は一〇名存在したが、その後、再生手続開始決定後に、三名の債権者については個別の事情により(別除権協定が締結され、別除権不足額がないこと)が確認された、質料を継続して支払ったことにより共益債権とされた等)、議決権者ではなくなったようである。民集六二卷三号八六八頁―八七〇頁。

(18) 兼子監修・三ヶ月ほか著・前掲注(4)六一三頁。

(19) 法務省民事局参事官室編「倒産法制に関する改正検討課題 倒産法制に関する改正検討事項とその補足説明」(商事法務、一九九七年)「倒産法制に関する改正検討事項補足説明」五五頁。立法過程では次のような議論があった。「債権者には取引債権者とか一般債権者になる小口の債権者が多数いると同時に、巨額の被担保債権を持ち、しかもそのかなりの部分が不足額となっている債権者がいる場合もある。頭数要件を定めない場合には、この後者の債権者

が決議をいわば乗っ取る形になり、それは結局のところ手続において一般債権者の利益ではなくて担保権者の利益のみが追求される、それはやはり望ましくない。また、極めて少ない債権者の同意だけで、反対の債権者も含む届出債権者全体の権利変更がなされることの合理性を基礎付けるためには、あまりに少ない債権者の同意だけでは足りないであろう」という点が考慮されていた。もともと、頭数要件の導入に対しては、①大型事件においては名寄せの作業が必要になること、②社債のような無記名ものが市場に出回っている場合、その口数を、あるいは債権者をどのように把握するのが困難であること等を理由として強い懸念も示されていた。以上につき、法制審議会倒産法部会第一一回会議事録（一九九九年五月二一日実施）。

(20) 伊藤眞ほか編集代表『民事再生法逐条研究 解釈と運用』ジュリスト増刊（有斐閣、二〇〇二年）一九四頁「深山卓也発言」、伊藤眞・田原睦夫監修『新注釈民事再生法（下）』（きんざい、二〇〇六年）八〇頁「富永浩明」、服部・前掲注（一）二一〇―二二一頁。

(21) なお、ドイツ倒産法では、倒産手続開始原因の発生時まで単一の権利をなしていた（複数の）債権者は、決議に際しては一人の債権者として計算されるとの規定があり、さらに債権の分割譲渡は、倒産処理計画不認可事由となる不正の方法の具体例としてあげられているようである。野

村・前掲注（一）二二―二三頁。

(22) 民事再生法の立法当初、債権の分割譲渡により頭数要件に影響を及ぼしうる事態が発生することに対する問題提起もなされていたが、当時は、民事再生法の迅速な運用を考慮すれば、頭数要件を充足するための細工をするだけの時間的余裕はないであろうと考えられていた。伊藤ほか編代・前掲注（20）一九三頁「高橋宏志発言・深山卓也発言」。

(23) 頭数要件を要求することによる不都合は、少額債権を弁済したり（法八五条五項）、再生計画案で、少額の再生債権につき、別段の定めや衡平を害しない程度の差を設けることにより（法一五五条一項）、回避することができるし、法の要請しているところでもある。服部・前掲注（一）二二一頁。

(24) 頭数要件の充足に関し債権の分割譲渡が問題となりうる場合として、時期の問題があるとの示唆がなされている。伊藤ほか編代・前掲注（20）九四頁「深山卓也発言」。

(25) 上野ほか編・前掲注（4）四八四頁「朝倉淳也」、須藤編著・前掲注（7）五五七頁「小田幸生」、山本和彦ほか編著・前掲注（3）四一九頁「長島良成」、福永監修・四宮ほか編・前掲注（8）五三二頁「森恵一」、園尾・小林編・前掲注（4）八一―八三頁「三木浩一」。

(26) 法三八条二項は、再生手続が開始された場合には、再生債務者は公平かつ誠実に再生手続を進行する義務を負う

と定めている。本件では、B から C への債権譲渡という手続開始決定前の行為も問題とされている。たしかに、決議が不正の方法によって成立するに至った場合、法一七四条二項三号) については、詐欺・強迫が手続開始決定前に行われた場合など、開始決定前の行為も問題とすべき場合がある。その意味でも、法三八条二を直接引くことはできないともいえよう。

(27) 法務省民事局参事官室編・前掲注(19)第四部第二各債権参照。

(28) 各界の意見につき、深山卓也ほか「『倒産法制に関する改正検討事項』に対する各界意見の概要(五・完)」N B L 六五一号(一九九八年)二四頁。

(29) 和議の場合について、東西倒産実務研究会編『東京方式・大阪方式——倒産実務研究シリーズ一和議』(商事法務、一九八八年)三三三—三三九頁参照。

(30) B 及び C が債権を譲り受けた点を問題とするなら、関係者の議決権の劣後化の問題につながると指摘するものとして、佐瀬・前掲注(9)二二七頁がある。なお、本件再生計画は、A、B、C、D に対しては、個別の同意を得ることを条件として弁済をしないと旨を定めており、A、B、C、D は、再生債権の弁済という点では、事実上他の債権者より劣後的な扱いを受けている。

(31) 本決定を受け、「過半数の同意を得られる見込みの乏

しい事案では、再生債務者は申立前に友好的な多額債権者の協力を得て、債権の分割譲渡をもらい、同意を得られる債権者数を増やす多数派工作をする必要に迫られる」が、この「多数派工作は、時期および方法を問わず、不正の行為となるのか」という疑問が示されている。永島・前掲注(1)七頁。服部・前掲注(1)一二二—一二四頁は、債権譲渡が「不正の方法」に該当するか否かは、譲渡当事者の脱法的な主観的意図の有無に求めざるを得ないとした上で、頭数要件による多数決は、多数少数額債権者に多額債権者に対する拒否権を与えることにあるとし、頭数の水増しにより、多数少数額債権者の有する拒否権がその意思によらずに相対的に減少し害されると解される場合のみを問題とすべきであるとする。よって、再生計画案を可決させようとする賛成派債権者が、反対派債権者の債権を買い集め、その結果、反対債権者の頭数が減少したとしても、それは多数少数額債権者が債権を売却することと引換えに、頭数による拒否権を放棄したものと捉えれば足り、この場合は、「不正の方法」とは評価できないこととなると述べている。

村田 典子

平成二一年三月三十一日脱稿

〔付記〕脱稿後、倉部真由美「判批」ジュリ一三七六号(平成二〇年度重判、二〇〇九年)一五九頁に接した。